

事務連絡
令和3年12月23日

都道府県
指定都市
各 中核市
市町村
自立支援医療担当課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害者に対する指定自立支援
医療機関の指定について

更生医療を受ける指定自立支援医療機関の指定については、「自立支援医療費の支給認定について」（平成18年3月3日障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、同一受診者に対し原則一カ所としていますが、医療に重複がなく、やむを得ない事情がある場合に限り、例外的に複数指定することを妨げないとしています。

特に、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害者に対する当該医療機関の指定に当たっては、「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害者に対する更生医療の給付について」（平成10年4月8日障第230号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）に基づき、指定自立支援医療機関と密接な連携を保ち、更生医療の措置が円滑に行われるよう配慮をお願いしていることを踏まえ、当該障害者に対して複数の医療機関が連携して治療を行う等の状況も考慮しつつ、適切にご対応いただきますようお願いいたします。